

学校において予防すべき感染症について（お知らせ）

次の病気は学校において予防すべき感染症です。これらの病気にかかったときは、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐため、出席を停止する処置をとることになっています。ただし、欠席の扱いにはなりません。

お子さまは感染症に罹患あるいはその疑いがありますので、医師の診察を受け、下の登校許可証に証明していただき、登校時に学校へ提出してください。

感 染 症 名	出席停止の期間（ただし、医師の許可がおりるまで）
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他の感染症	

〈 登校許可証 〉

松里中学校長宛

年 氏名

病 名

令和 年 月 日から登校することを許可します。

令和 年 月 日

医師名

印